

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日)

目次

- ◆告示 保険医の登録
- 保険医等の登録
- 国民健康保険法による療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの
- 保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度

告示

鳥取県告示第七百四十四号
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に

に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十四年九月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
小 阪 俊 文	鳥医第二、三七七号	昭和五十四年八月二日
長 谷 川 純 一	鳥医第二、三七八号	"
安 梅 正 則	鳥医第二、三七九号	"
ト 部 信 行	鳥医第二、三八〇号	昭和五十四年八月六日
角 文 宣	鳥医第二、三八一号	"
平 川 真 治	鳥医第二、三八二号	"
藤 田 好 雄	鳥医第二、三八三号	昭和五十四年八月八日

鳥取県告示第七百四十五号
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機

関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十四年九月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
山本清司	鳥医第二、三八四号	昭和五十四年八月十日
万木英一	鳥医第二、三八五号	"
中澤収	鳥業第四一〇号	"
笠井弘昌	鳥業第四一一号	"

鳥取県告示第七百四十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年九月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
たむら調剤薬局	鳥取市西町五丁目一六	昭和五十四年八月十五日
伊達医院桜谷分院	鳥取市桜谷三六七	昭和五十四年八月二十三日
岡崎内科医院	米子市皆生一五七一七	昭和五十四年八月三十一日

鳥取県告示第七百四十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年九月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所在地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
たむら調剤薬局	鳥取市西町五丁目一六	全国	昭和五十四年八月十五日
伊達医院桜谷医院	鳥取市桜谷三六七	"	昭和五十四年八月二十三日
岡崎内科医院	米子市皆生一五七一七	"	昭和五十四年八月三十一日

鳥取県告示第七百四十八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年九月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
小阪俊文	鳥国医第二、三七七号	昭和五十四年八月二日
長谷川純一	鳥国医第二、三七八号	"
安梅正則	鳥国医第二、三七九号	"
卜部信行	鳥国医第二、三八〇号	昭和五十四年八月六日
角文宣	鳥国医第二、三八一号	"
平川真治	鳥国医第二、三八二号	"
藤田好雄	鳥国医第二、三八三号	昭和五十四年八月八日
山本清司	鳥国医第二、三八四号	昭和五十四年八月十日
万木英一	鳥国医第二、三八五号	"
中澤収	鳥国業第四一〇号	"
笠井弘昌	鳥国業第四一一号	"

鳥取県告示第七百四十九号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、昭和五十四年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和五十四年九月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在		皆伐面積の限度 (ヘクタール)	単位区域名
	市郡名	町村名		
水源かん養保安林	八頭	河原・郡家	二、九四七・九九	八頭地区
土砂流出防備保安林	八頭	若桜	八・三九	若桜
"	"	八頭	〇・一五	八頭
"	"	智頭	一〇・四八	智頭
"	"	船岡	〇・七六	船岡
"	"	用瀬	四・三二	用瀬
"	"	佐治	〇・〇六	佐治
干害防備保安林	"	船岡	〇・三八	喜才谷山
"	"	"	〇・四六	明見谷東平
"	"	"	〇・九二	池ノ内下平
水源かん養保安林	鳥取	赤波	〇・一六	赤波
"	岩美	"	"	"
"	気高	"	"	"
"	八頭	河原・郡家	八六六・三六	鳥取地区

